

クリーンビーチ推進事業実施要綱を改正しました！

－令和5年4月20日施行－

改正のポイント

- ・少人数で活動している団体や、イベント等で年1回のみ活動している団体も登録できるように、登録要件の緩和を行いました。
- ・登録要件の緩和に伴い、報償金・需要品の支給及び加算要件の見直しを行いました。

●登録要件の緩和

現行

- ・会員数が25名以上の団体であること
- ・活動区間において毎年2回以上の海岸愛護活動を行うこと



改正後

- ・会員数が25名以上の団体であること
 - ・活動区間において毎年2回以上の海岸愛護活動を行うこと
- ※例外として、会員数が25名に満たない場合や、年1回の活動であっても、活動人員の延べ人数が50名以上となる場合は登録可能としました。

●報償金、需要品の支給要件の変更

現行

- 年2回以上の活動を行った場合
 - ・報償金 5万円支給
- 団体の会員以外の参加者3名と協働して、年2回以上の活動を行った場合
 - ・報償金 年5万円から7万円に増額
 - ・需要品 年2万円から4万円に増額



改正後

- 活動人員の延べ人数が50名以上となる場合
 - ・報償金 5万円支給
- 活動人員の延べ人数が75名以上となる場合
 - ・報償金 年5万円から7万円に増額
 - ・需要品 年2万円から4万円に増額

※改正後は、実績報告時に提出頂いていた会員以外の参加者名簿（様式5号-2）を提出不要としました。